

福山市監査委員告示第9号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により実施した監査の結果に係る措置について、同条第12項の規定により福山市長から通知があったので、同項の規定により公表します。

2019年（令和元年）6月28日

福山市監査委員	近 藤 洋 児
福山市監査委員	山 下 清
福山市監査委員	中 安 加代子
福山市監査委員	西 本 章

2018年度（平成30年度）監査における指摘事項の措置通知

市民局 松永支所

指 摘 事 項	措 置 内 容
<p>松永建設産業課</p> <p>都市公園又は法定外公共物の使用許可について</p> <p>当該事務は、都市公園又は法定外公共物について、使用許可を行うものである。</p> <p>使用許可に当たっては、福山市都市公園条例又は福山市法定外公共物管理条例に基づき実施している。</p> <p>[指摘事項]</p> <p>法定外公共物の使用許可の変更に当たっては、福山市法定外公共物管理条例に基づき、適正に処理されたい。</p>	<p>[指摘事項]</p> <p>使用許可の変更に係る手続に不備のあった事案については、2019年（平成31年）1月24日に使用期間を修正し、適正に処理した。</p>